行政サービス実施コスト計算書

（平成28年４月１日～平成29年３月31日）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
業務費	10,373,903,381		
一般管理費	1,983,329,558		
財務費用	3,506,054		
臨時損失	6,664,117	12,367,403,110	
（控除）			
貸付利息収入	△　17,400,898		
運行管理者等指導講習手数料収入	△　751,936,364		
適性診断手数料収入	△　1,680,110,472		
業務雑収入	△　70,876,460		
資産見返寄附金戻入	△　2,848,085		
財務収益	△　1,160		
雑益	△　27,520,699		
臨時利益	△　321,165	△　2,551,015,303	
業務費用合計			9,816,387,807
Ⅱ　損益外減価償却相当額			639,615,168
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			24,708,418
Ⅳ　引当外賞与見積額			6,453,827
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			61,604,479
Ⅵ　機会費用			
政府出資等の機会費用	5,836,009		
無利子融資取引の機会費用	4,393,246		10,229,255
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△　5,734,600
Ⅷ　行政サービス実施コスト			10,553,264,354

注記事項

［重要な会計方針］

平成27年１月27日改訂の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに平成28年２月最終改訂の「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定に基づき業務達成基準を採用しております。管理部門の活動については、一定の期間の経過を業務の進行とみなせることから期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、経常利益が520,468,847円増加し、臨時利益が同額減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

また、運営費交付金を財源に取得したたな卸資産のうち、講習用テキストについては、業務の進行状況と運営費交付金の対応状況が明確であることから、重要性が認められるたな卸資産に係る会計処理に変更しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
構築物	10～30年
機械装置	４～７年
車両運搬具	５～６年
工具器具備品	４～15年

また、特定の償却資産（「独立行政法人会計基準」第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は５年であります。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、「独立行政法人会計基準」第88に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、「独立行政法人会計基準」第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による低価法によっております。

ただし、郵便切手及び収入印紙は、最終仕入原価法によっております。